平成２８年（フ）第２４１３号
大阪市東住吉区針中野１丁目16番19号
債務者　百田　史郎
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3255番地６
債務者　下石　正治
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第５６号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山3255番地６
債務者　下石　郁子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第４９号
岐阜県海津市南濃町松山647番地12
債務者　鈴木　竜太
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綴喜　秀光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第８２７号
名古屋市中区新栄２丁目16番５号　ネオ青山105号
債務者　プレーゴ・デザインこと　郷　　直樹
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福谷　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８５１号
札幌市西区福井１丁目９番15号　ケアヴィレッジほくおう福井
債務者　見瀬　哲吉
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　縄野　　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５号
長崎県平戸市田平町小手田免403番地４、従前の住所長崎県平戸市生月町壱部5118番地14
債務者　江頭　　剛（旧姓戸田）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
静岡県島田市元島田9507番地の２、旧住所岐阜県各務原市蘇原三柿野町３丁目４番地１（北三柿野寮内706）
債務者　前原　優紀
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５７号
神奈川県海老名市中新田２丁目８番５－302号
債務者　三澤喜久雄
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田沢　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２５号
札幌市北区北23条西３丁目１番25―205号
債務者　野原　貴輝
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田友樹示
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５８号
仙台市太白区東中田１丁目13番28号　サンリヴェール207、従前の住所宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目21番17
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目18番地の１　Ｓフラット101
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
仙台市青葉区台原５丁目11番27号　コーポ熊谷101、従前の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目23番74号　庄司アパート101
債務者　平塚まり子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３３３号
仙台市泉区泉中央４丁目23番地の10
債務者　江間　正道
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６号
茨城県鉾田市汲上1656番地１
債務者　三好　正浩
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１５号
茨城県ひたちなか市大字田彦773番地１　スウィートグランデ105号
債務者　小倉　千尋
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１７０号
茨城県ひたちなか市西大島２丁目10番35号　アントラーＣ棟202号
債務者　齋藤　典子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
水戸地方裁判所